

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和2年8月19日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
厚生年金保険関係	3件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900291 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000018 号

## 第 1 結論

- 1 請求者のA社における平成19年4月から平成21年8月までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成19年4月から平成21年8月まで(次の表の第一欄に掲げる期間)の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成19年4月から平成21年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年4月から平成21年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成21年2月から同年8月までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成21年2月から同年8月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成21年2月から同年8月までの第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額(第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成19年4月から平成20年4月まで	26万円	30万円	—
平成20年5月から同年8月まで	26万円	34万円	—
平成20年9月から平成21年1月まで	30万円	34万円	—
平成21年2月から同年8月まで	30万円	34万円	38万円

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和53年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年4月1日から平成21年9月1日まで

私は、平成19年4月1日よりA社に勤務したが、請求期間に係る標準報酬月額が、実際の給与の支給額や控除されていた厚生年金保険料額と相違しているため、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

- 1 請求期間について、請求者が提出した給与明細書及びA社が提出した請求者に係る平成19年度から平成21年度の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる次の表の第二欄に掲げる標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成19年4月から平成21年8月まで（次の表の第一欄に掲げる期間）の標準報酬月額については、前述の給与明細書及び賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成19年4月から平成20年4月まで	26万円	30万円	—
平成20年5月から同年8月まで	26万円	34万円	—
平成20年9月から平成21年1月まで	30万円	34万円	—
平成21年2月から同年8月まで	30万円	34万円	38万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成21年2月から同年8月までの期間については、請求者が提出した給与明細書及びA社が提出した請求者に係る平成19年度から平成21年度の賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる上記1の表の第二欄に掲げる標準報酬月額及び厚生年金特例法による訂正後の第三欄に掲げる標準報酬月額を上回っていることから、平成21年2月から同年8月までの標準報酬月額について、第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、上記給与明細書及び賃金台帳によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900303 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000019 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 17 年 11 月から平成 18 年 4 月までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 17 年 11 月から平成 18 年 4 月までの標準報酬月額については、26 万円から 32 万円とする。

平成 17 年 12 月から平成 18 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 12 月から平成 18 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

平成 17 年 11 月の標準報酬月額 (訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 11 月 21 日から平成 18 年 5 月 1 日まで  
年金記録の標準報酬月額による保険料額と実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額が相違しているため、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 17 年 12 月から平成 18 年 4 月までの期間については、請求者が提出した給与明細書及び平成 18 年分給与所得の源泉徴収票により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額 (26 万円) を上回っていることが確認できる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、平成 17 年 12 月から平成 18 年 4 月までの標準報酬月額については、前述の給与明細書及び平成 18 年分給与所得の源泉徴収票により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、32 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 17 年 12 月から平成 18 年 4 月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行ってお

らず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成17年12月から平成18年4月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成17年11月については、請求者が提出した給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（26万円）を上回っていることから、平成17年11月の標準報酬月額について、26万円から32万円とすることが必要である。

なお、前述の給与明細書によると、請求者は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回る標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000036 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000020 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 13 年 1 月から平成 14 年 3 月までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 13 年 1 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、28 万円から 56 万円に、平成 13 年 9 月から平成 14 年 3 月までの標準報酬月額については、32 万円から 56 万円とする。

平成 13 年 1 月から平成 14 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 13 年 1 月から平成 14 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 13 年 1 月 4 日から平成 14 年 4 月 1 日まで  
年金記録の標準報酬月額と実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額が相違しているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間について、請求者が提出した給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額を上回っていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 13 年 1 月から平成 14 年 3 月までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額から、56 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成 13 年 1 月から平成 14 年 3 月までの期間に係る

厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900340 号

厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2000002 号

## 第 1 結論

昭和 56 年\*月から同年 5 月までの期間 (昭和 56 年\*月\*日資格取得、同年 6 月 1 日資格喪失) 及び昭和 57 年 4 月から昭和 61 年 6 月までの期間 (昭和 57 年 4 月 1 日資格取得、昭和 61 年 7 月 1 日資格喪失) については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 56 年\*月\*日から同年 6 月 1 日まで  
② 昭和 57 年 4 月 1 日から昭和 61 年 7 月 1 日まで

請求期間①及び②について、婦人会の方が黒い台帳を持って国民年金保険料を徴収されていたので、自身の国民年金保険料を母親が納付してくれていたはずである。調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月より前は、国民年金に加入する際は、加入者に国民年金の記号番号を払い出すこととされており、国民年金保険料の収納及び記録管理は、払い出された国民年金の記号番号により行われていたところ、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付するためには、請求者に対し、請求期間①及び②において、国民年金の記号番号が払い出されていることが必要となる。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金の記号番号 (\*) は、弟の国民年金の記号番号 (\*) と連番で、請求期間②より後の昭和 61 年 9 月 5 日に払い出されている上、日本年金機構は、請求者の 20 歳到達日 (昭和 56 年\*月\*日) から昭和 63 年 7 月末日までの期間における国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、請求者に対し、別の国民年金の記号番号は払い出されていない旨回答している。

また、請求期間①及び②当時、請求者が居住していた A 町の国民年金被保険者名簿によると、請求者は、請求期間②直後の昭和 61 年 7 月 1 日に国民年金被保険者の資格を取得していることから、請求者は請求期間①及び②において国民年金に未加入であり、請求者及びその母親は請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと思料される。

さらに、請求者は自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、請求者の国民年金保険料を納付してくれていたとする母親は、請求者の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、記憶していない旨回答しており、当時の請求者に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

なお、請求者が請求期間当時居住していた A 町は、合併して B 市となっており、同市は、当時の参考となる資料及び当時の状況を示す資料が残っていないため、国民年金に関する状況は不明である旨回答している。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料



(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。